

アスリート委員会規程

第1条【目的】

本規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下、「本連盟」という）連盟規程第24条及び委員会規定第2条（4）に基づき設置されたアスリート委員会（以下、「委員会」という。）の運営等に関する事項を定めることを目的とする。

第2条【所掌】

委員会は、つぎの事項を所掌する。

- (1) 競技・強化環境の改善や整備に関すること。
- (2) アンチ・ドーピングの教育や啓発に関すること。
- (3) クリーンなアスリートを守り、支援する活動に関すること。
- (4) 初心者やジュニアのサポート環境の整備・改善に関すること。
- (5) 選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資すること。
- (6) 軟式野球の社会的役割や価値の向上に寄与すること。
- (7) 連盟主催事業に協力し、軟式野球の普及発展に寄与すること。
- (8) SNSの活用等を通じたアスリートとのコミュニケーションに関すること。
- (9) アスリートの権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、紛争解決手続きについての理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な活動に関すること。
- (10) その他、選手に関すること。

第3条【委員】

委員会は、委員10名以内により構成する。

2. 委員のうち4名は、軟式野球の現役アスリート(男女各1名)およびアスリート経験者で構成される。
3. 委員は、アンチ・ドーピング規程違反により制裁を受けていない者でなければならない。
4. 委員は、過去に本連盟の懲罰規定の対象になっていない者でなければならない。

第4条【委員会】

委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 委員会の決議について特別な利害関係を有する委員は、議決権を有しない。
3. 委員長が必要と認めたときは、会議にオブザーバーの出席を求め、その意見を聴取することができる。
なお、オブザーバーが支部関係者の場合、本人の了承を得たのち該当支部に報告する。

4. 本規程に定めることのほかアスリート委員会の所掌事項の実施に関し必要な詳細については、委員会において別に定める。

第5条【部会】

委員会規程第8条に定める部会を設ける際は下記を遵守する。

- (1) 部会の構成には必ず委員以外の者を若干名入れること。
- (2) 部会員が支部関係者の場合、本人の了承を得たのち該当支部に報告する。
- (3) 部会の開催に際して作成される議事録または議事概要は、速やかに委員会に報告すること。
- (4) 理事会への報告については、基本的には委員会から理事会へ報告するが、委員長
の判断により、必要があれば部会長より直接理事会へ報告することができる。
- (5) 前項の場合も必ず委員会への報告、承認を必要とする。

第6条【規程の変更】

この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

1. この規程は令和4年7月8日から施行する。
2. この規程に定めのない事項は、委員会規程の定めるところによる。